

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

——真実の報道とプレス・キャンペーンとの関連を中心に——

山 本 明

「言論・出版に関する古典的な見解を今日生かすとすれば、より幸福な社会のために自由をいかにして守り、発展させるかの現代的条件を探りかつ創造しなければならぬ。その資格は、現在を幸福と思うひとびとには無く、将来のために苦闘あるひとびとに存している。『かれらが捨てたものをわれわれが拾う』のである」(清水英夫「良心・思想および言論の自由」より)。

一

山陽新聞事件裁判とは、一九六二年十一月に山陽新聞労働組合の委員長ほか組合四役五名が、山陽新聞社によって懲戒解雇処分が付されたことにたいして、被解雇者が岡山地裁に「地位保全等仮処分命令申請」をおこない、以後、同裁判所における約一年一カ月の審議を経て、一九六三年十二月十日に判決が下された裁判のことである。

会社側の組合四役にたいする解雇理由は、後にのべるように、組合が山陽新聞の「百万都市」プレス・キャンペーンを非難して市民に配布したビラの責任を問うものであり、組合はこの解雇を「不当解雇」として、岡山地裁に仮処分を申請したのである。

この裁判の特徴は、会社・経営者の主張がそれぞれ「不当労働行為」をめぐって展開されただけにとどまるものでなかった点にあったといえる。というのは、懲戒解雇の理由であったビラの主題は「岡山百万都市」計画と山陽新聞のプレス・キャンペーンであったため、裁判の過程で会社側、組合側がともに「百万都市」キャンペーンの内容と方法が「新聞の自由」もしくは「真実の報道」と合致するかどうかを論じたからである。

裁判の過程において、この事件における会社側と組合側との争点がいくつか明らかにされた。それらの争点は、大略して次の二点に要約できる。

Ⅰ 会社側の不当労働行為。組合は、「会社は、この運動(山陽新聞労働組合の運動)に対し当初は無遠慮な露骨な形で、後には間接的な巧妙な手段で不当な干渉、攻撃を続け、かすかすの不当労働行為をつみかさねてきた。本件解雇はその一端のあらわれに外ならない(組合発行の「会の不当労働行為の実状」とのべて、一九五五年以降における会社の組合にたいする攻撃と干渉とを非難した。たとえば、組合活動家への不当配置転換、副部長制を新たにうけて非組合員を大量に作り組合員資格をさだめた労働協約に違反した、社員の一に月三〇〇〇円の報酬でスパイを強要した、一九六二年には「分裂工作者」による第二組合(正式名称は「山陽新聞第一労働組合」)の結成をたすけた、などが列挙された。

また、組合側は、この裁判の中心的争点である組合四役の解雇は、会社側の明白な労働協約違反であると主張した。すなわち会社・組合間に締結されている労働協約には、組合四役の人事については、あらかじめ組合の承認を経なければならないという条項があるにもかかわらず、会社は、この解雇については組合を無視して強行したものであり、労働協約違反であると主張した。

これらの組合側主張にたいして、会社側は、従来から不当労働行為の事実はなく、本件解雇も明らかに就業規則違反であり「本件のごとく承認を求め以前すでに組合の承認を期待しえないことが明らかな場合においては、これを得ないで解雇したとしても、協約に違反するものとはいえない」と反論した。

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

Ⅱ プレス・キャンペーンと「新聞の自由」・「真実の報道」との関連。組合側は、山陽新聞の「百万都市」キャンペーンは、独占資本に奉仕し、地域住民の利益をふみにじるものであり、したがってこのキャンペーンは、新聞の私物化であり偏向であると主張し、さらに、このキャンペーンでは、「百万都市」推進の記事ばかり多く、反対運動は無視されるかゆがめられており、真実の報道はここにはないと主張した。これにたいして会社側は、「百万都市」の実現は、地方住民の福祉にかなうものであり、キャンペーンの行きすぎはなく、むしろ、キャンペーンとしてはものたりないという批判もあると反論した。^(註1)

裁判におけるこの二つの争点について、以下の叙述では、主として、Ⅱの争点を中心に紹介する。もちろん、「新聞の自由」の問題と新聞労働者の労働権の問題とは、きりはなすがたくむすびついたものであるし、さらにこの裁判が組合幹部五名の臍首にたいする「地位保全仮処分命令申請」であつたかぎりにおいても、労働法上の諸問題をめぐるゝの争点を軽視することはできない。しかし、この点については、すでに法律研究者や労働運動関係者から、若干の論点が提出されている。^(註2)それに反して、山陽新聞のプレス・キャンペーンと言論の自由の関連については、そこにきわめて重要な問題をはらんでいるにもかかわらず、これまで紹介されるところが少なかったのではないかと考えるからである。

では、このⅡの争点がはらむ重要な問題とはなにか。それは、「新聞の自由」概念の理解についての新聞経営者と新聞労働組合

との対立である。すでに一九六〇年の安保闘争を一つの契機として、「新聞の自由」の概念が、変えられつつあることは周知の事実である。それは、新聞経営者による「客観的報道」の否定や、新聞の自由概念について、国家権力からの自由という考えを否定して、大衆運動からの「自由」を主張し、「大衆運動の圧力から『編集権』を守る」という動きとなってあらわれている。

このような傾向は、すでに一九六〇年に発表された江尻進氏の見解に端的にみることができ、(「新聞の自由と暴力」「思想」一九六〇年六月号所収)氏は、新聞の自由の歴史を回顧して次のようにのべている。「たしかに新聞の自由が問題になった三百年前の状態なら、これを侵すものは、政府とか官憲にかぎられていたが、資本主義の発展にともなう、新聞の自由を脅かすものは、政府とは限らぬ状態になってきた。戦前は、……権力と結んだ右翼暴力などが、その著しい例である。戦後は、民主主義の発展にともなう、いろいろな利益を代表するいわゆるプレッシャー・グループ(圧力団体)が数多くでき、これが新聞に圧力を加えるようになった」。また「政治的立場へ思想的方向のちがう人々が、それぞれその主張にもとづく言論機関を持ち、そして、お互いにその正しいと信ずる立場から、社会を説得し、それによって多数を獲得すべきではないか」と、新聞の中立性概念を否定して、商業新聞のオピニオン・ペーパーへの転換を提唱した。

従来からタテマエ論としても、疑問視されていた「不偏不党」「中立」概念について、江尻論文は、大胆な反省と脱皮をこころ

みたものといえよう。しかし、大新聞の独占と一県一紙的ローカル紙制が確立している日本において、オピニオン・ペーパー主義を主張することは、国民の「知る権利」をそこなう危険性をはらんでいる。しかし、それだからこそ支配階層は、オピニオン・ペーパー説を提唱するのであり、この危険な側面をのみのがすことはできない。

ともあれ、商業新聞のオピニオン・ペーパーへの傾斜と、それに抵抗する新聞労働組合との抗争は、編集方針をめぐる問題から労働権の確立、労働条件と合理化問題にいたるあらゆる分野に存在する。そして、新聞産業全体に存在するこの矛盾は、山陽新聞社においてもっともするどく結実していたのであり、だからこそこの山陽新聞事件がおきねばならなかったともいえよう。したがって、先にのべたように二つの争点は、たがいに切りはなしがたく結びついているのであるが、それを承知の上で、一応Ⅱの争点にスポットをあてつつ、この裁判の問題点をあきらかにしたい。

以下の叙述においては、まずこの裁判の主題である組合幹部の臆首と百万都市問題についての概略をのべ、次に裁判資料によりながら、新聞の自由とプレス・キャンペーンについての経営者側の主張を紹介し、最後に一九六三年十二月に開かれた判決公判の内容にふれる。

註1 山陽新聞事件については新聞労働機関紙がその経過を報道している。また『座談会・安保以後のマスコミの反動化と真実の報道を守

る闘い』『座談会・新聞放送労働者にたいする団結侵害権利侵害の
実態とその闘い』（労働法律旬報『一九六三年七月上旬号所収』お
よび註2参照）

註2 会社側の主張は、本事件係争中の一九六三年九月に公表された以
下の資料がある。山陽新聞社編集局『岡山百万都市と山陽新聞―
推進キャンペーンの進捗と問題点』（新聞研究『一九六三年九月号
所収』および水野肇『岡山百万都市キャンペーンの問題点』（前掲
誌1所収）

註3 この自由論文を直接批判したものととしては、小椋広勝『権力と新
聞の自由―SCAP時代と今日』（思想『一九六〇年八月号所収』）
がある。またこの時期を境いとして、さまざまのオピニオン・ペ
ーパーで望論が提出された。代表的なものとしては、加藤周一『日本
の新聞・外国の新聞―何かが欠けている日本』（朝日ジャーナ
ル）所収）がある。

註4 本稿に使用した資料は、会社側・組合側がそれぞれ裁判所に提出
した書類、および裁判所作製の口頭弁論記録によった。なおこ
れらの資料からの引用は、できるかぎり原文のままを引用すること
を原則としたが、一部に、句読点その他原文の意味をそこなわない
かぎり手で加えた箇所がある。

二

山陽新聞事件の直接的契機は、一九六二年九月五日の朝、山陽
新聞労働組合が岡山駅前などの繁華街十数カ所で通勤者に約二万
枚配布した次のビラであった。（ゴチックその他原文通り）。

「真実の報道」を要求しよう

百万都市一月合併に反対しよう

山陽新聞の経営者に抗議を!!

市民の皆さん、読者の皆さん!!

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

いつもわたくしたち山陽新聞の労働者に、ご理解とご支援をいただ
いていることを心から感謝しております。
このビラも、実は皆さんから寄せられたカンパでつくられたもので
す。

最近、山陽新聞の経営者は「少々かなづかいがおかしくてもほって
おけ」といっています。「読者へのサービスが低下してもいたしかた
ない」というのです。読みやすい、美しい紙面づくりは新聞の命のは
ずです。ではどうしてこんなことをいいたしたのでしょう。理由は
とも簡単「人べらし」合理化をやるためだといっています。

また一方、「百万都市推進」の宣伝をやる日もくる日も気狂いのよ
うに続いています。記者の書いた原稿をかきなおし白を黒にしたウソ
の報道をしたり、百万都市や一月大合併への皆さんの疑問や反対の声
を正しく伝えることをこぼんでいます。真実をつたえ、公正な報道を
使命とする新聞としてはこれも許されぬ自殺行為です。それなのに
なぜこんなことをするのでしょうか。理由は山陽新聞の経営者が、読
者や地域の皆さんの利益よりも、水高進出をねらう独占資本の利益を
優先させ、独占本位の三木県政のご用をうけたまわる広報紙になりさ
がっているからです。このため、いま社内では良心的な記者が不当な
配転を押しつけられたり、異動による欠員補充はないまま労働強化を
しいられています。「紙面もいかげんでいい」と経営者がいうのも、
このような事情からです。

市民の皆さん、読者の皆さん!!

会社は今年二月に組合へ分裂をもちこんでいらい、一貫して闘う労
働者へ弾圧をつよめて来ました。さきごろ、山陽新聞を兵営や刑務所
のようにしようとするファシヨ的な就業規則について皆さんに訴え
ましたが、会社は私たちの反対、皆さんの支援や抗議にもかかわらず
八月から強行実施しています。職場では、職制が「一分遅刻しても文

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

書で理由を書け」といったり、「民主的な新聞」雑誌を置くなどといったりして来ています。このファッショ的な就業規則は、ものいわぬ労働者をつくり、首切りをし、独占奉仕の百万都市を推進し、新聞の反動化をねらうための「職場の政暴法」であることがいよいよはっきりしてきました。

市民の皆さん、読者の皆さん!!

私たちはこの就業規則全面粉碎まで闘い抜きます。すでに多くの皆さんから力強いご支援と抗議署名、カンパをいただき、私たちと読者の皆さんの共同はしだいにひろがっています。私たちはいまや勇気百倍、皆さんとともに真実の報道、民主主義を守る事が出来るという確信をもちました。私たちはかさねて皆さんのご支援にお礼を申し上げるとともに、さらに一人でも多くの人たちが共に闘いにたち上って下さるよう訴えます。

一、真実の報道をかちとり、新聞を読者のものにするため、山陽新聞経営者に抗議・要求をしよう。

一、住民の意志を無視した百万都市一月合併に反対し、地域の民主主義と市民生活を守ろう。

一九六二年九月三日

新聞労連山陽新聞労働組合
抗議先・岡山市下石井三九七 山陽新聞社 社長 小寺正志

このビラが配布されてから二カ月後の十一月十二日に、会社は組合四役五名の懲戒解雇と執行委員全員の停職を断行した。

懲戒処分理由書には、次のように書かれていた。

「昭和三十七年九月五日、山陽新聞労働組合の名をもって、岡山市内各所において、一般通行人に対して、明らかに虚偽の流布宣伝し、

故意に会社の名譽を傷つけ、その信用を失墜させるような内容を記載した宣伝ビラを多数配布し、よって会社に対しその名譽を傷つけ信用を失墜させ、その業務に著しき支障を来さしめたもので、この行為は山陽新聞社就業規則第百条第五号、第十八号に該当するものと認められる。そしてこの行為は前記労働組合の名において決定し、実行せられたものであるから、貴殿は同組合執行機関に属するものとして当然その責を負うべく貴殿に対して、前記就業規則第九十九条第七号所定の懲戒処分を行なうものである」

〔註〕 山陽新聞社就業規則（一九六二年八月制定）の該当項目は次のとおりである。

第百条 従業員が次の各号の一に該当する場合は懲戒する。五、会社の名譽または信用を著しく失墜させたとき。一八、故意または重大な過失により会社に損害を与え、または業務に著しき支障を来たさしめたとき。

第九十九条第七項 懲戒解雇 即時解雇する。

以上が、組合四役五名解雇の直接の経過であるが、この解雇事件をより詳しくさぐるためには、問題のビラの主題である「百万都市」問題に一通りふれておかねばならない。

いわゆる「百万都市」とは、三木岡山県知事によって一九五九年末に調査・研究に着手され、一九六二年二月に県から関係市町村に提示された「岡山県南広域都市」計画のことで、岡山市・倉敷市を中核に三三市町村を合併して広域都市をつくり、綜合開発を押しすすめる、また水島コンビナートを中心に工場を誘致し、岡山県を農業県から工業県へ脱皮させようとするものであった。そ

してこの「大合併」の予定時期は、一九六三年一月におかれていた。

ところが、岡山県当局を中心とするこの「百万都市」計画にたいして、社会党・共産党・県総評が反対にたち上り、またこれらの組織のほか百万都市計画に反対する市民を含めて「百万都市計画阻止県民会議」が、県当局の計画にたいする大衆的反対運動の中心として結成されていた。これらの勢力の「百万都市」反対の理由には、次の四点があげられていた。Ⅰ百万都市計画が県当局による上からの一方的押しつけで、民主的な手続きをふんでいない。Ⅱ「地域開発」といわれるこの計画は、じつは独占資本のための工業地帯の造成と後背地の整備を目的としており、独占資本の利益のために地域住民を犠牲にする反国民的計画である。Ⅲ市制の規模が大きすぎて、地方自治が破壊される危険性をもつ。Ⅳコンビナートその他の建設事業の財政負担が巨額に上り、市民の負担が急増する割合に市民の利益は少ない。

この反対運動は、市議会への陳情・声明・街頭署名その他のアップピールによって展開された。しかし、合併推進の運動もはなはなく展開され、この「百万都市」問題は岡山県民の大きな争点となった。一九六二年には、県に「県南広域都市推進本部」が設置されて運動がすすめられ、その結果関係市町村議会では、広域都市への「方向決議」が行われ、十二月には「一月大合併」方針が可決されていた。

しかしこの強引ともいえる合併推進は、多くのユガミを生みだ

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

していた。その結果「一月大合併」は、「百万都市」の中心となるべき岡山市・倉敷市の市長が、市長の権限で合併議決の執行を行わなかったことから、奇妙な形で流産におわたったのである。

ところで、この「百万都市」計画にたいして、山陽新聞は当初から推進の音頭をとって、一大キャンペーンを展開してきたのである。このキャンペーンの経過は、前述した山陽新聞社編集局の論文「岡山百万都市と山陽新聞」（「新聞研究」一九六三年九月月号）に詳しいが、さしあたりその概略をのべておこう。

山陽新聞が「百万都市」キャンペーンに着手したのは、一九五七年六月に三四回（約八〇〇〇行のスペース）にわたって連載した「大岡山市の設計図」であり、この記事が「合併への具体化のきざしをつくった」といわれている。三年後の一九六〇年五月三〇日には、朝刊一面に「百万都市建設を提唱」という社説をかかげて、山陽新聞は本格的な「百万都市」キャンペーンの口火をきった。この社説は、「百万都市」の必要性を次のようにのべている。「地方基幹都市としての立地条件を備えているブロック経済圏のセンターに人口百万以上の大都市をつくり、都市の実力を備えることは、これからの地方発展の大きな方向であります。しかもその百万を超える人口圧力によって東京・大阪などの既成大都市に対抗すると同時に、道路、水道、住宅などの広域都市計画を推進して政治、経済、文化のあらゆる面で地方の繁栄をはからねばなりません」。この時期から、このキャンペーンは「いざればこうなるだろう」といったムードづくりから前進して、広域都

市の必要性と方向を啓発する方向にキャンペーンは拡大された」(会社側の「陳述書」による)。

さらに一九六一年元旦号一面に、ふたたび社告「百万都市の建設推進」をかかげて、読者の動員をはかり、五月には「県南百万都市の構想について」の懸賞論文を募集して読者の注目をひく試みを行ったり、同じ頃、同紙の地方版に「岡山・倉敷市民版」を創設するなど、「百万都市」への紙面体制を強化した。翌六二年六月に県の合併方針が決定されるとともに、キャンペーンもますます盛んになり、関係市町村議会での「推進決議」状況をはなばなしく報道した。この時期の紙面には、「百万都市」推進の社説・座談会・大学教授の寄稿・解説など、キャンペーンのあらゆる手法が総動員された観をていした。

ところでこの大キャンペーンを始めた会社側の動機はかならずしも明かでない。「広域都市計画の実現により、人口は増え住民所得も増大し、岡山県の経済的地盤が強固になるとともに文化教育の水準も上って、県民の幸福は増大する」(一九六三年四月、会社側「準備書面」というテーマ論はさておき、世論の完全な掌握を仮定した前提とせぬかぎり、一県一紙のローカル紙としては、読者の反撥と不信をかう危険性を内包するからである。したがって、経営的観点からみて、このキャンペーンがどのような意味をもっていたのかという点については、われわれには明かでない面がある。ただ、さしあたり「準備書面」の前記引用につづけて次の文章があることを記するとどめる。「このことは、ひい

ては新聞事業の収入基盤である販売、広告両面の状況を有利に展開するものであって、従業員的生活向上のために役立つことも疑いない」。

三

山陽新聞の「百万都市」キャンペーンにたいして、山陽新聞労働組合は、「賛成記事・推進記事に重点をおいた偏向である」として、はげしい批判を展開した。ちなみに、山陽新聞労働組合は、一九六一年七月に「不当配転」にたいしてストライキで対抗するなど、新聞労働傘下の地方紙諸組合の中心的存在であり、また岡山県総評においても特異な位置を占める戦闘的組合である。^(註5)

組合の「百万都市」キャンペーンにたいする批判の基本点は、次のようなものであった。

『山陽新聞は』県当局及びこれに賛成する者の意見並びに動きには、大きな紙面をさきながら、右の如き反対の意見並びに運動の状況については殆んどとりあげないか、小さく取り扱ってきた。とくに昭和三十七年七月以降反対運動が一層活潑化し、岡山倉敷市長等要職者の反対意見も表明されているにもかかわらず、これらの報道は、不当に小さく取扱われた。

県民・市民の意見がまっ二つになるような重大な問題について、少くとも一般報道の分野においては、客観的中立公正な態度で報道せられねばならない。これが真実の報道である。ところが、右のような紙面編集の方針は、多くの市民の不満を買い、読者の間から『県のチョウチンをもちすぎる』『賛成の意見ばかりで反対の意見や運動がどう

なっているのかわからない』という批判が強よせられてきた。このような状態は、組合としても会社の将来にとっても危険なものであった。組合は一貫して会社に公正な報道を堅持して、真実の報道をまもるよう団体交渉等を通じて再三申入をしてきたが、改められることはなかった〔組合側「準備書面」(第三)〕一九六三年二月付〕。

この組合の「百万都市」キャンペーン批判にたいして、会社側は、裁判において、「新聞の自由を具現する新聞は「中立」新聞ではなく「独立」新聞である、』この「独立」新聞が、自己の信ずるところによってキャンペーンを展開することは、何ら新聞の自由を逆行するものでもない、という二点を強調した。

まず一について、会社側の「準備書面」は、組合のビラの文面「(山陽新聞が) 独占本位の三木県政のご用をうけたまわる広報紙になりさがっている」に反論して、次のようにのべる。

「御用紙とか広報紙というのは、いい意味でいえば機関紙、悪く評すれば利権とか金銭的援助などと引きかえに無節操に、第三者に都合のよい記事を作りあげ宣伝することを意味するものと解すべきであろう。山陽新聞はいい意味でも悪い意味でもそういう状態になったことは絶対ない。山陽新聞は特定の官公庁もしくは団体の機関紙になったものでもなければ、こうしたところから物的援助をうけているわけではなからず。」

では山陽新聞はどのような性格の新聞なのか。それは「独立新聞」である、と次に紹介するような新聞の類型論が展開される。

「通常、新聞には党派的な立場をとるもの (Partisan) と中立的な新聞の自由と山陽新聞事件裁判

もの (Neutral)、独立的なもの (Independent) の三つに分けられるといわれる。党派的なものに「アカハタ」のような機関紙である。中立的なものとはとくに立場をもち、意見をもちたず社会の動きをそのまま反映するものである。独立的なものはそのときどきでは是と信ずる立場をとって編集を行ない、評論を展開するが、それは党派的なつながりをもたぬものである。山陽新聞はこの独立的なものと考えているし日本の日刊紙の多くはそうである。」

ここで展開されている「中立新聞」「独立新聞」の概念は、陸羯南の「日本」に代表される「独立新聞」概念でもなく、あるいはイギリスあたりのそれでもなく、きわめてユニークな見解であるが、この類型についてのより詳しい主張は、「新聞事業全般について多年にわたり広汎な経験を有し、さらに学問的にも權威ある証人」(会社側一九六三年九月二六日付「準備書面」) 江尻進氏の法廷おにける証言(第一〇回頭弁論調書による)①にみることができる。

「新聞が中立的であるということの考え方が、そもそも間違いないじゃないかという風に私は考えます。新聞というものは、中立ということとは、何らの意見をもたないという立場であって、いかなるものをも、逆にいうと、支持しない、あるいは反対しないという立場を、中立という風に考えるわけですが、そういう立場は新聞として本道にはずれた立場である。新聞は、はっきりと主張を明らかにして、自分が是とし、正しいと考えるところの主義・主張というものを推進して、これを社会に普及するということが、新聞のもっている立場であるべきだと思います。それがために、新聞の自由というものが認められているというふうを考えております。しかし、その立場にも

二つあると思うのでありますが、いわゆる党派的な立場と独立的な立場と、それからまあ、これからはずれませんが、さきほどの中立的な立場とあるわけですが、中立的な立場というものは、排除したいと思いますが、主義主張を明らかにする立場においても、党派的な立場、または独立的な立場と、この二つが考えられるわけでありますが、党派的というものは、はじめから一方の主張に同調してその立場からのみ推進を行ない主張をするという立場でございますが、独立的立場というものは、いわゆる是々非々主義という立場でありまして、……状況のもとで判断いたしました、自分の主義主張にかなう、あるいは自分の主義主張からみて社会正義あるいは住民の福祉を、というふうに考えるものを推進して達成するように努力をする、こういう立場をとるものが独立的な立場というふうに考えられます。日本の新聞の場合は党派的新聞というものが近年におきましては、殆んど影を没しまして殆んど全部の新聞がいわゆる独立的な立場で、という新聞になっているわけでございます」。

右に紹介した新聞の類型論、とくに、党派新聞・中立新聞・独立新聞の三類型において、中立新聞が「何ら自己の意見をもたない」と規定され、この中立新聞に対立するものとして独立新聞の概念が提示されていることは、注目にあたいます。このきわめてユニークな新聞類型論が、本裁判における会社側の主張の理論的背景であったのだが、これについての詳細な理論的検討は、別の機会にゆずって、当面は、この「理論」に裏うちされた諸々の主張を紹介しなければならぬ。

プレス・キャンペーンにおける報道記事のあり方についても

社と組合の意見は対立していた。ここでの争点は報道記事をキャンペーンに動員することが、新聞の真実と公正を守る立場と矛盾するかどうかという問題であった。

組合は、「……山陽新聞の紙面は一貫して百万都市建設推進の意見、動きを大々的に誇示してきたのに対し、反対・批判・慎重側の意見・運動はほとんど紙面に取り上げないか、極く小さな扱いに終始した」（準備書面）一九六三年六月三日付」と「紙面の偏向」を指摘した。

この主張の証明として、前記組合側文書は、一九六二年一月から同年八月までの紙面構成を検討している。それによれば、百万都市推進記事のスペースは反対記事のスペースの一八倍を超え、掲載回数も、推進記事が反対記事の六倍半に上り、反対運動が急速に広まった七、八月においても、推進記事は反対記事の三・八倍、五・六倍に上る。また一本の記事あたりのスペースは、推進記事一〇行、反対記事四〇行であり、扱いの大きさを比較すると「トップ記事の回数は、推進記事が一月から四月まで三日に一回、五月から七月は四ないし五日に一回、八月に至っては実には一日おきに近い状態であるのに対し、反対記事がトップに扱われたのは、一月から八月を通じてわずか二回である。」

この組合側の主張にたいして、編集局記事審査部長松酒恭一氏の「陳述書」は次のように反論している。

「債権者（組合側）等の陳述書では百万都市関係記事を推進記事と

反対記事に分け、そのスペースを比較して推進記事量の多いことが真実の報道でないかのようにいっている。しかしこの比較は山陽新聞がキャンペーンを行なっていることを、ことさらに無視するものであって、明らかに誤っている。キャンペーンをしている以上、社説・解説・評論・座談会のようなキャンペーン企画記事が多いことは当然であって、異とするに足らない」。

また、編集局総務松岡良明氏も同じ趣旨を証言している。

「スペースが賛成記事のほうが多くて、反対記事のほうが少ないという結論が出ているようでございます。けれども、これはキャンペーン記事を賛成記事の中に入れてあるわけでございまして、したがって、キャンペーンとはご承知のように社が一つの目的を持ってそういう推進を図るというあれを持ってあるわけでございますから、当然やはりスペースも多くさくというのが、どこの社も通例なんでございまして、したがってこれは多いのが当然なんでございまして、賛成記事が反対記事より少なかったら、むしろキャンペーンをやっていないということになるわけです」(第八回口頭弁論調書)

また江尻進氏も次のように証言する。

「……キャンペーンをやりますときには、そのキャンペーンの趣旨にかかった事実というものを比較的多く取り上げ、比較的多くそれを大衆に伝達するという行動をとるのはありがちのことでありまして、それは、新聞がもっているところの、新聞の自由の当然の行動じゃあないかというふうに考えるわけでありまして、新聞が是とし、正義と信ずるところの行働というものを推進することが、新聞の自由と認められたる行動でありますから、その目的を達成するために、報

道活動を使うということは、新聞の自由の行動の当然の結果だというふうに考えます」(「第一〇回口頭弁論調書」)

右のような会社側の主張にたいして、組合側の「最終準備書面」は、まっこうから反対した。

「……百万都市問題における偏向性は、ひとしく万人の認めるところである。会社自身も、事実の取捨選択を通じて一定の主観的方向をとることを認めている。組合が問題とし、読者も最も敏感なのは、けだしこの点の偏向である。すべてそれが『事実』であっても、偏向した報道は『真実』ではない。……まして、のちに指摘するように、計画自体ずさんでしかも地域住民の利益に反する場合は、キャンペーンの範囲を逸脱した宣伝は危険きわまりない訳である」。

以上の証言と「準備書面」から明らかなように、ここでは、新聞がキャンペーンをおこなうことの是非が争われたのではない。キャンペーンが新聞にとって重要な機能の一つであるという点において、会社側も組合側も認めるところである。ここでの争点は、表面的には、組合側が「世論が分裂しているときに、新聞社が一方の見解にくみして報道記事まで動員してキャンペーンを行うことは『偏向』である」と主張するのにならして、会社側が、「独立新聞論」を背景にして自己のキャンペーンの正当化につとめている、といえよう。

しかし、この論争は、抽象的次元におけるキャンペーンをめぐるおこなわれたのではない。問題は「百万都市」キャンペーン

という具体的内容をめぐって、たたかわされたのである。つまり「百万都市」計画とそのキャンペーンが、国民の利益にもとづくものか、一部の独占資本の利益にもとづくものかという認識の問題である。これについては、両者ともにくりかえしその立場を主張しているが、これを検討する場合に山陽新聞社が「百万都市」反対運動をどのように評価し認識していたかを手がかりとするのも有効な方法であろう。というのは、一般的にいって、対立する二者を第三者が評価する場合、それぞれが自己の対立者をどのように認識しているかを検討することが有効な評価の手がかりになりうるからであり、具体的には、組合側の主張の一つに「山陽新聞は『百万都市』反対運動を報道せず、賛成記事ばかりのせる」という非難があるからである。この点について、会社側の「準側書面」(一九六三年四月二日付および九月二六日付)の主張は示唆にとむ。

「……山陽労組が反対運動の中軸労組として運動を続けていたことから考えて、その組合員の反対に凝り固った眼で記事を見た場合、賛否いずれの記事についても、それぞれの不満のあったことは想像に難くない。しかしそれは反対運動者の目からみた不満であって、これこそ偏見によるものというべきである。(中略)プロ野球のファンは自己の支援する球団記事がトップに掲載されないことに不満をもち、新聞社の取り扱いに不平を鳴らすという。債権者等が山陽新聞の報道に偏向ありというのは、全くこれと同様な立場に由来するものと思われる。」

「……キャンペーンは一定の方向に住民とくに読者が心向けその

方向へともども努力するよう勉めるものであって、当然主観性を排除するわけにはいかない。……記事の選択は行なわれるが、それはどんな場合にも行なわれることである。……その選択は大小いろいろに扱われても、それぞれの内容にはウソはない。正確・真実ということは新聞の生命であり、百万都市のキャンペーンを行なうことが直ちに山陽新聞の偏向だと非難することは当たらない。本紙の編集方針は、多くの市民の不満を買ったというが、政治的立場による反対を別として、そのような事実はない」(傍点は引用者)。

傍点の個所に注意してほしい。「百万都市」計画という政治的争点にたいして、「政治的立場による反対を別とし」という主張は、政治がマイナスのシンボルである日本にだけ通用する論理であろう。「市民」「地域住民」の意見と「政治的意見」とを区別し、後者の価値を無視するところに、このキャンペーンの「特質」が存在していると考えて、あまり見当ちがいではないだろう。

さて、以上に紹介した主要な争点のほか、裁判の過程で争われたいくつかの論点と事実審理についても、簡単にその概要にふれておかねばならない。

まず重要な論点として、問題のビラと労働組合活動との関連の問題がある。会社側は組合のビラ配布は、「組合活動の範囲を著しく逸脱するものであって……とうてい法の認容するものではなく、且つ、その保護をうけ得るものでもない」とのべ、あるいは「このようなビラの配布行為は、たとえ労働組合の活動であつても、組合の行なう政治活動であつて、純粋な意味の組合活動とは

区別せられなければならない」（一九六三年九月二六日付会社側「準備書面」と非難する。これにたいして組合は、「労働組合が企業内にとどこもらず市民に問題を訴えることは、正常な組合活動である」と反論する。ここで両者が展開した労働組合論は、日本の企業組合を論ずる場合に注目しなければならない多くの論点をふくんでるようである。

第二の問題は、九月五日配布の組合ビラの文章の中に、「記者の書いた原稿をかきなおし、白を黒にしたウソの報道をしたり」という個所が、事実かどうかという議論である。このビラのうったえる具体的事例として、組合は次の事件をあげている。

一九六二年七月十七日付山陽新聞朝刊三面に掲載された倉敷市議会南広域都市調査特別委員会小委員会の記事は、その前日倉敷支社勤務の吉沢記者が送稿したもので、原文は次のようなものであった。「……同日の小委員会では県の計画する七市十六町村の合併より、高梁川下流の四市あるいは三市を中心に新産都市法の指定を受け、合併に進むべきだとする意見を中心に、県の提唱には消極的意見の方が多かった」ところが、この原稿を政治部長などのデスクが「一部委員から県の計画する七市二六カ町村の合併より高梁川下流の四市あるいは三市を中心に新産都市法の地域指定を受け、合併に進むべきだとする意見も出た」と書きなおした。この事件が、ビラの前述した問題個所の真实性をあらそう主要な争点となったのである。

この書きなおしについて、会社側は編集局長、同次長、通信部

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

長などを証人に出廷させて、その改変の正当性を主張した。組合側は、問題の小委員会の模様を明かにするため、倉敷市議会議員を証人にたて、記事改変が誤まりであることを証明しようとした。組合は「最終準備書面」で「会社側証人は、情報源があいまいだったり証言を拒否したりして信用できず」とのべて、紙面の偏向を訴えた。

その他の争点の中で注意をひくものは、組合のビラのうち「最近、山陽新聞の経営者は『少々かなづかいがおかしくてもほっておけ』といっています。『読者へのサービスが低下してもいたしかたない』というのです」の個所をめぐるものがある。

これについて会社側は、「……スタイル基準の緩和にしても、一言でいえば、山陽新聞独自の用語スタイルを共同通信社のそれにそろえることであって、決して紙面の粗悪をきたすものではなく、かえって文選における誤字誤植の防止にも役立つのである」と反論した。この問題は、「スタイル緩和」をどのような状況の文脈でとらえるかが争点になる。組合側の主張は、「これは結局、会社が合理化、人減らしをねらって出した新聞編集過程の方針変更——簡易化に基因する問題でスタイル基準を緩和し、紙面における用字法の統一を放棄して、読んで意味さえ通じればよいというのでは、サービスの低下にはかかわらず、本件ビラは、かような人減らし政策の中で労働強化と紙面の水準の低下との関係の密接さを訴えたのである」とのべている。

以上でみたように、法廷であらそわれた論点は、日本における

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

新聞の自由および真実の報道とプレス・キャンペーンとの関連、新聞労働運動が当面している合理化・機械化をめぐる労働権・労働条件の問題など、単に山陽新聞社だけにとどまらず、すべての新聞社の労資が当面している問題が、きわめて鋭く露呈しているというべきであろう。

註。 山陽新聞労働組合の歴史は、まとまったものとしてはないが、それに代るものとしては、同労組が発行した「山陽新聞不当解雇仮処分判決文(全文)」(一九六三年十二月刊)の附録につけられた『会社の不当労働行為の実相』が参考になる。

四

裁判は意外に長期にわたり、一年一カ月の間に十二回の口頭弁論を重ね、一九六三年十二月十日に判決公判が開かれた。この裁判の期間に、法廷外では、被解雇者が組織した「山陽新聞労組を守る会」がこの裁判を市民の中に広める活動を行い、新聞労連は新聞労働組合の中に「山陽の仲間を守る会」を組織し、あるいは十回にわたる動員によって延べ千人の組合員を岡山に投入するなど、活発な活動を展開した。

十二月十日の判決公判には、傍聴席に北海道から鹿児島にいたる新聞労連・民放労連傘下の組合員一五〇人がぎっしり詰めかけていた。

判決は辻川裁判長による主文の朗読だけの約五分で終了した。判決主文は、組合側の主張が、すべて認められたものである。

主 文

債務者(引用者註——会社)は、債権者等(引用者註——被解雇者)をいずれもその従業員として取扱ひ、債権者萩原に対し昭和三八年七月二日以降毎月別紙貸金表合計欄記載の金員を翌月一〇日限り、その他の債権者等に対し昭和三七年十一月一日以降毎月同表合計欄記載の各金員を、うち同表基準内貸金欄記載分については毎月二八日限り同表基準外貸金欄記載分については翌月一〇日限り、それぞれ支払わなければならない。

訴訟費用は債務者の負担とする。

この一見したところ法律的用語にみちた難解は主文によって、被解雇者の復職がみとめられたのである。判決文にはこの主文につづいて「債権者の主張」「債務者の主張」が記載され、最後に判決主文の「理由」がのべられている。

この「理由」の中では、裁判の過程で組合側が力説した「会社の数年来の不当労働行為」や、「百万都市」プレス・キャンペーンの是非については、全くふれられていない。むしろ「理由」は、主としてビラが解雇にあたいかどうかの観点から論理をすすめ、その文脈の中でビラの内容にも検討をくわえている。

まずビラが会社に損害を与えたかどうかの点については次のようにのべている。

3、報道事業を営む会社としては真実の報道、不偏不党等はその生命であり、会社の従業員から組織されている組合によってこれを欠いているとのビラを配付されることは、会社の名誉信用を著しくおとし業務に著しい支障をきたすであろうことが、十分推認できるところであ

る、債権者等はこれを争っているが、右推認を覆えすだけの疎明はない。

4、しかしながら新聞倫理綱領によるまでもなく、報道事業を営むものは他の企業と比するときその社会的使命は一段と重大であり他の何ものにも拘束されることなく報道批判するとともに、自らも他から十分な批判を受けそれに堪えるものでなければならぬ。

一方労働組合も自己の目的を達成するため宣伝ビラを作成配布して組合員はいうまでもなく一般大衆に対し、争議時平時を通じて啓蒙宣伝をすることは自由で、その内容が労働者の問題に制限される理由はない。

従って組合が会社の方針を批判することにより会社が不利益を受けるような場合もそれが真実に合致している場合は正当な批判として就業規則違反の責任は生じないものといふべきである。

5、そこで本件ビラの内容が真実に合致するものであるか否かに及ぶ訳であるが、この点についてビラの内容がその根本においては真実に合致する場合であっても、その表現が著しく妥当でないときは配布を受けた者に真実を伝えず、或いは誤解を招き配布者の責任問題の生ずる余地がある。本件ビラは前記の通り平時街頭で一般大衆に配布されたものであるからその点についても慎重に検討するべきである。

ここでのべられている問題は、「新聞編集権」を論ずる場合、きわめて注目すべきものを含んでいる。従来、編集権は神聖にして侵すべからざるものであり、労働組合は会社側の決定した編集方針を批判すると、「編集権侵害」という鉄槌が下されるのであった(たとえ、朝月新聞の安保闘争の報道にたいする朝日労組

の批判は、編集権の侵害としてしりぞけられた)。

このような編集権にかんする「常識」は、この判決文のなるで、もろくも崩れさっている。ここでは、新聞労働組合が、自社の編集方針の批判を内外に公表することは全く自由であるという認識が強調されている。この点で、以上に引用した箇所は、従来の新聞労資間のあり方を根本的に変える可能性をもっているといえよう。そのような意味で、この判決は、編集権をめぐる諸問題についての歴史的劃期的文書である。

さて、以上のような前提にたつて、「理由」はまず組合が百万都市キャンペーンにたいする批判を大衆に訴えたことは組合の自由であり、正常な組合活動であることを確認したうえで、ビラの「記者の書いた記事をかきなおし……」の箇所、すなわち倉敷市議会原南広域都市調査研究特別委員会小委員会に関する吉沢記者の原稿にたいするデスクの加筆変更問題にふれる。「理由」は、結論として吉沢記者の原稿が事実と合致していたと判断して次のようにのべている。

「……そして証人吉沢利忠、藤川昌巳(引用者註——倉敷市議会副議長・自民党)の各証言によれば右小委員会の結論は吉沢記者の原稿の趣旨に合致していたと認められるので、百万都市に対する会社組合の態度が前記の通り対立している本件においては、組合が右会社社の訂正を意図的なものと解して非難するのは当然のことである」。

判決はその他の争点、すなわち「付随的事項」についても検討

を加えている。たとえば、校園基準緩和問題と就業規則「改悪」についても、「それが一種のサービズ低下になるとの見解もあり得るところであり、又就業規則改訂については新旧の就業規則を比較するとき、服務規定の新設等従業員に対する取締の強化が認められるので組合としてこれを就業規則の改悪として攻撃することも無理からぬものというべき」と、組合側主張をとり入れてい

る。しかし、「理由」は「本件ビラの表現及び全体の調子」について、「右ビラには会社が百万都市推進の宣伝を気狂いのように続け、白を黒としたワソの報道をし、真実公正な報道をすべき新聞として自殺行為をしていること、独占本位の三木県政の広報紙になり下がっていること、会社は兵営や刑務所のようにしようとするファッショ的就業規則は、新聞反動化をねらう職場の政暴法であること等激しい攻撃的表現で終始し、会社の方針態度は、全面的に報道機関として採るべきものではなく、これがすべて百万都市合併賛成に結びついているかの如き感を配付を受けた者に感じさせるもので行過ぎの感を免れない」とのべて、「本件のビラの内容が全的に真実に合致し、正当なものであるとは認めがたいので、この文案を作成するに關与し或いはその配布に直接関与指導したと認められる債権者等の行為は、就業規則の懲戒事由である会社の名誉信用を著しくおとし業務に著しい支障をきたした場合に一応該当するものといわねばならない」と、一応は被解雇者の

責任にふれながら、次のように結論する。

本件行為についてみると本件ビラはその根本において必ずしも虚偽或いは不当といえず、その付随的事項及び表現において問責される点があるにすぎぬこと、その内容に關連して会社側の行為についても批判を受くべき点があること等、前記認定の諸般の事情を綜合すると、本件解雇は著しく裁量の範囲を越えたものといわなければならぬ。

以上の次第で、本件懲戒解雇は手続き面、実質面のいずれからみても瑕疵があり無効なものと断すべきである。

以上の判決によって、五名の被解雇者の復職はみとめられたのである。

判決の夜、約千名の市民を集めて開かれた「山陽新聞裁判報告会」で、山陽労組と被解雇者は、闘争の勝利をよる。こぶとともに市民の支援に感謝をささげた。

しかし、判決の翌十一日付の山陽新聞朝刊は「山陽労組のビラまさ事件に判決 会社側控訴へ」という一段の記事を掲載した。そこでは判決の要点を引用した後、つぎのように続けて、この裁判が、まだ終結していないことを宣言している。

会社側はこの判決を承服できないとして近く高裁岡山支部へ控訴の手続きをとる。

なお山陽新聞には組合員百六十六人の山陽新聞労働組合とは別に四百十九人の山陽新聞第一労働組合（以上は十一月末現在チエツクオフ組合員数）がある。

仮処分（民訴第七百五十五條）は、係争者が現状の変更のために、

当事者の一方に権利の実行ができない場合、本訴とは別に適用できる民事訴訟、とくに労働運動などで、組合側に解雇者を出し、訴訟に持ち込まれた場合、本裁判決まで数年間を要することが多いので、一応身分保全をしながら訴訟を続けるもの。

この「客観的報道」記事は、今後の山陽新聞事件の方向を暗示しているかのようである。山陽新聞事件は、まだ終わっていないし、第二、第三の「山陽新聞事件」も予期される。その過程で、新聞の自由の担い手がだれであるのかがますます明確になってゆくであろう。

註6 山陽労組はこの裁判にたいして、問題を大衆化して闘う、という方針から、いわゆる「守る会」を組織し、「守る会ニュース」を発行するなどの活動を行った。
なお、ここで岡山県評が行った「山陽新聞不買運動」についてふれておこう。

一九六三年の地方統一選挙の直後の五月一日県評主催の「マスコミ三社抗議集会」が開かれて山陽新聞に抗議文を送った。その後山陽新聞社から回答があり、両者の話し合いが数回開かれたが、山陽新聞社は紙面の偏向を認めず、そのわけがわからなくなった。そこで県評は六月一九日に山陽新聞不買にふみきり、「山陽新聞おこわり」のステッカーを組織配布した。

この過程の中で、山陽労組は戦術としての不買運動に一貫して反対し、県評内部でも強く主張したがとりあげられず、不買決議がなされたといわれる。不買戦術にたいする山陽労組の見解は、次の主張の中みることができる。

「……不買という戦術は必ずしも正しいとはいえません。現在新聞を反動化させ、真実の報道をさまたげているのは単に山陽新聞の経営者だけではありません。もっと大きな勢力が圧力を加えて山陽新聞の経営者にそうさせているのです。だとすれば、新聞の反動

新聞の自由と山陽新聞事件裁判

化を防ぎ、真実の報道をさせる闘い」はそうした新聞を偏向させようとする一番大きな勢力と闘っていかざるをえません。……この点をはっきりつかめば、マスコミ全体の反動化を防ぎ、山陽新聞に真実の報道を回復させるためには、私たちはもっともっと多くの人達と真実の報道を守るための闘いについて、話し合いの輪を大きく、強くする必要があります。

そのことをねぎに「新聞——しかも経営基盤の弱い地方紙——だけを不買することは、結果的にはもっとタチの悪い大新聞を利益するだけで決して正しい戦術とはいえません」(守る会、ニュース」第七号所収)。

ところで、不買運動は失敗した。ステッカーは配布されたが、組織的運動にはなり得なかった。不買を提起した原評は収拾に頭をなやました。結局社会党議員の仲介もあり、「われわれの運動によって山陽新聞紙面は民主化の方向にある」という「総括」を行ってホコをおさめたといわれる。

この山陽新聞不買運動の経緯は、総評の「新週刊」事件とともに労働組合のマスコミ対策の弱さをものがたるものであろう。この点についての検討は他日を期したい。